

別紙

諮問第 1108 号

答 申

1 審査会の結論

別表 1 に掲げる本件各開示請求に係る本件部分開示決定 1 から 4 まで及び本件不開示決定 1 から 8 までについて、本件部分開示決定 1 において不開示とした部分のうち、別表 2 の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきであるが、当該部分を除く部分の不開示及びその他の決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った別表 1 に掲げる本件各開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 2 月 13 日付けで行った本件各部分開示決定及び本件各不開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各部分開示決定及び本件各不開示決定は、法に基づき適正になされたものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 6 月 13 日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年 8 月 14 日、同月 30 日及び同年 9 月 4 日に実施機関から理由説明書を收受し、令和 7 年 12 月 23 日（第 261 回第一部会）から令和 8 年 6 月 30 日（第 266 回第一部会）まで、6 回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張

並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下の
ように判断する。

ア 本件各部分開示決定及び本件各不開示決定について

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求 3 については別表 2 に、本件開示請求 6 - 2 については別表 3 に、本件開示請求 6 - 6 については別表 4 及び 5 に掲げる本件各対象保有個人情報と特定し、各表に掲げる本件不開示情報 1 から 15 までを不開示とする本件部分開示決定 1 から 4 までを行った。

また、別表 1 に掲げる本件開示請求 5 及び 6 - 3 については保有個人情報に該当しないことを理由に本件不開示決定 4 及び 6 を、本件開示請求 1、2、4、6 - 1、6 - 4 及び 6 - 5 については不存在を理由に本件不開示決定 1 から 3 まで、5、7 及び 8 を行った。

イ 本件各部分開示決定の妥当性について

(ア) 教職員の服務事故に係る事務の流れについて

a 教職員の服務事故発生時の対応について

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が状況報告書を作成し、都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会へ報告を行う。区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が、任命権者へ報告する必要があると判断したものについて、都立学校に準じて報告を行うこととなっている。

実施機関は、任命権者としての事故に係る事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者、被害者等から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

b 懲戒処分に係る事案の公表について

懲戒処分に係る事案の公表は、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等につ

いて」(平成12年12月26日付。以下「処分公表基準」という。)に基づき行われており、原則として、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の懲戒処分の場合は、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表している。なお、被処分者の氏名等を公表することにより被害者等が特定される可能性がある事案等については、被害者等の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないことができるとされている。

(イ) 本件不開示情報 1 から 15 までの不開示妥当性について

a 本件不開示情報 1 について

審査会が見分したところ、本件不開示情報 1 は、本件部分開示決定 1 に係る、処分等を決定する起案文書や対象者への処分等に係る区市町村教育委員会から東京都教育委員会への内申文書に記載された被処分者の氏名、生年月日、所属する学校名、区市町村教育委員会の文書記号・番号等の情報である。

当該情報は、被処分者の氏名、生年月日及び所属等が明らかになるものであり、開示請求者以外の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、本件不開示情報 1 は、懲戒処分という職員個人の身分取扱いに係る情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書には該当しない。

また、実施機関においては、処分公表基準により氏名を原則として公表することとしているのは懲戒免職処分を受けた教職員のみであって、それ以外の処分等を受けた教職員の氏名については一切公表していないとのことであるから、当該情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。さらに、当該情報は、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件不開示情報 1 は、法78条1項2号に該当し、同項7号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

b 本件不開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件不開示情報 2 は、本件部分開示決定 1 に係る、被

被害者をはじめとする体罰等事故に関係する者（以下「関係者」という。）に関する個人情報、体罰等事故を認定するために行った調査の過程で得られた経緯及び事実、教育委員会及び学校の対応等の情報である。これらのうち、別表２の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、関係者の氏名及び所属、体罰等事故に係る詳細な状況、指導状況等が明らかになるものであり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法78条１項２号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書には該当しない。

したがって、法78条１項７号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報２のうち、別表２の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は、体罰等事故に係る経緯の報告等に関する記載であって、一般的な記述にとどまることから、これを開示したとしても、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるとは認められず、また、開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。さらに、当該部分については、一般的な記述であることからすれば、これを開示することにより、実施機関が主張するような、今後、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入できなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

したがって、本件不開示情報２のうち、別表２の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、法78条１項２号及び７号に該当せず、開示すべきである。

c 本件不開示情報３について

審査会が見分したところ、本件不開示情報３は、本件部分開示決定１に係る、処分説明書（案）等のうち処分等の理由に関する情報である。これらのうち、別表２の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、体罰等事故に係る詳細な状況等が明らかになるものであり、被処分者、関係者の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を

害するおそれがあるものであることから、法78条1項2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、法78条1項7号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報3のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、単なる項番や処分等の根拠条文が記載されているのみであり、個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるとは言えず、また、これを開示することにより人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

したがって、本件不開示情報3のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、法78条1項2号及び7号に該当せず、開示すべきである。

d 本件不開示情報4について

審査会が見分したところ、本件不開示情報4は、本件部分開示決定1に係る、体罰等事故の報告文書や事情聴取に係る起案文書に記載された事故者の氏名、生年月日、所属する学校名、区市町村教育委員会の文書記号・番号等の情報である。これらのうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、事故者の氏名や生年月日等が明らかになるものであり、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、本件不開示情報4は、教育指導の過程で起こした体罰等事故に関する報告書等に含まれる情報であり、職務の遂行に係る情報であると認められるが、このうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、公務員の氏名及びこれを識別することができる情報であることから、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イの該当性により判断すべきものである。

実施機関によれば、体罰等事故が発生した場合には、事故者、監督者等から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、処分等を決定するが、原則として氏名を公表することとしているのは懲戒免職処分を受けた教職員のみであって、少なくとも処分が決定するまでは、その氏名を公表することはないとのことであることから、

体罰等事故の報告文書や事情聴取に係る起案文書に記載された事故者の氏名等の情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、法78条1項7号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報4のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は、事故者が所属する学校名が明らかになる情報であると認められるところ、これを開示することにより、特定の学校の教員による体罰等事故が発生したことが判明する性質の情報ではあるが、事故者又は被害者を識別することができないものとは認められず、また、体罰等事故の発生が明らかになったからといって、当該学校の関係者等の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、法78条1項2号本文に該当しない。

さらに、実施機関は、当該情報が開示されることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、実施機関と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号にも該当すると説明している。しかし、事故等についての対応は区市町村教育委員会等がその業務として行うべきものであり、当該情報を開示することにより実施機関と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

したがって、本件不開示情報4のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、法78条1項2号及び7号に該当せず、開示すべきである。

e 本件不開示情報5について

審査会が見分したところ、本件不開示情報5は、本件部分開示決定1に係る、体罰等事故に対する区市町村教育委員会や校長の見解が記載された部分である。これらのうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分には、体罰等事故の発生の経緯及び事実に関する具体的な内容が記載されており、開示請求

者以外の特定の個人を識別することはできないとしても、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、法78条1項2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいづれにも該当しない。

したがって、法78条1項7号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報5のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、区市町村教育委員会又は校長による体罰一般に対する見解や、服務規律確保に関する指導等の取組内容、報告対象となった事故に関する指導内容等に係る一般的な記述にとどまり、又は事故者及び監督者に対する処分等に関する一般的な見解等が記載されているにすぎないことから、これを開示したとしても、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。さらに、当該部分については、一般的な記述であることからすれば、これを開示することにより、今後区市町村教育委員会又は校長が自らの率直な意見を記入できなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

したがって、本件不開示情報5のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、法78条1項2号及び7号に該当せず、開示すべきである。

f 本件不開示情報6について

本件不開示情報6は、本件部分開示決定1に係る、体罰等事故の報告文書や事情聴取に係る起案文書に記載された事故者、関係者からの聴取内容である。これらのうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、事故者や関係者の個人情報、体罰等事故に係る詳細な状況が明らかになるものであることから、前記b及びdで判断したとおり法78条1項2号に該当するほか、これを開示することにより、被聴取者が発言や説明を躊躇することで適切な情報収集が困難になり、今後の人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同項7号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報6のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げ

る事故者が所属する学校名が明らかになる情報については、前記 d での判断を踏まえると、法78条1項2号及び7号に該当しない。

また、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分のうち、事情聴取の冒頭で被聴取者が本人であること等を確認するための質問内容については、これを開示したとしても、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるとは認められず、また、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示情報6のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、法78条1項2号及び7号に該当せず、開示すべきである。

g 本件不開示情報7について

本件不開示情報7は、本件部分開示決定1に係る、被処分者の履歴カードである。履歴カードには、職員の氏名、生年月日、性別、職員番号、学歴及び給与情報を含む勤務履歴に関する事項等が記載されている。これは、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法78条1項2号本文に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件不開示情報7は法78条1項2号に該当し、不開示が妥当である。

h 本件不開示情報8について

本件不開示情報8は、本件部分開示決定1に係る、処分等の案に関する情報である。これらのうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、体罰等事故について関係者等からの報告、事情聴取、教職員懲戒分限審査委員会への諮問、答申等を受けて検討された被処分者に対する処分量定の案であり、被処分者の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法78条1項2号本文に該当し、前記 a のとおり、同号ただし書のい

ずれにも該当しない。また、被処分者に対する処分量定の案は、決定される前の未成熟な情報であることから、これを開示することとなると、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、同項7号に該当する。

したがって、法78条1項2号及び7号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報8のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、監督責任者処分措置（案）に記載された「職名」に係る情報であって、通常、校長、副校長等の管理監督者の職名が記載されることが容易に推測される情報であり、当該職名のみを開示したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えず、また、人事管理に関する事務に支障を及ぼすとも認められない。

したがって、本件不開示情報8のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、法78条1項2号及び7号に該当せず、開示すべきである。

i 本件不開示情報9について

本件不開示情報9は、本件部分開示決定1に係る、処分等の起案文書の上部欄外に記載された、本件処分を決定する際に付議された会議の名称であるが、これを開示したとしても人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

したがって、本件不開示情報9のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、法78条1項7号に該当せず、開示すべきである。

j 本件不開示情報10について

審査会が見分したところ、本件不開示情報10は、本件部分開示決定1に係る、教職員についての苦情等処理票の「内容」欄における種別及び当該「内容」欄に対する実施機関の対応等を記載する欄に記載された情報であり、寄せられた苦情等の内容の実施機関における受け止めや、その寄せられた内容に応じた対応方針等が詳細に記載されていた。

これらの情報は、実施機関に寄せられた意見の処理状況等を推測できる内容であり、これが開示されることが前提となると、苦情等処理票の記入者が率直な意

見の表明や対応方針等の詳細な記入を躊躇することにより、苦情等処理票の記載内容が簡略化・形骸化するほか、苦情等を寄せた者の意に反するような対応方針を記載しにくくなること等が予想されることから、相談事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

k 本件不開示情報11について

本件不開示情報11は、本件部分開示決定1から3までに係る、実施機関及び区市町村教育委員会における各担当職員のメールアドレス等の連絡先に関する情報である。実施機関によれば、これらの情報は一般に公表されておらず、公表すると悪用されるおそれがあるとのことである。審査会が検討するに、これらの情報が開示されると、実施機関の内部又は関係行政機関との連絡及び調整といった目的に用いられるべき連絡先の情報が、当該目的と異なる用途に使用され、実施機関における緊急又は円滑な連絡に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

1 本件不開示情報12について

審査会が見分したところ、本件不開示情報12は、本件部分開示決定1に係る、記号、符号等の組合せにより表記された文字列である。実施機関によれば、本件不開示情報12は、内部事務に用いるパスワード及びファイル転送用アドレスであり、これらの情報は対外的に公表されておらず、これを公表すると非公開ファイルが取得される等悪用されるおそれがあるとのことである。審査会が検討するに、これらの情報が開示されると、実施機関又は関係行政機関のみがアクセスすべき非公開ファイルに不正なアクセスが試みられ、また、過去に使用したものであっても今後内部事務に用いるパスワード等が類推され、開示すべきでないファイルが取得されるおそれがあることから、相談事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

m 本件不開示情報13について

審査会が見分したところ、本件不開示情報13は、本件部分開示決定1に係る、実施機関が区市町村教育委員会に宛てた文書中、「事実の確認」として、寄せられた意見内容に応じて「地区回答」欄に記載された同教育委員会の回答や、「区市町村教育委員会の本件に対する見解」として記載された同教育委員会の意見であった。また、その意見の内容は、実施機関に寄せられた苦情等の内容に対する同教育委員会の受け止めや、その寄せられた内容に応じた対応方針等が詳細に記載されたものであった。

これらの情報が開示されることが前提となると、開示請求者とのトラブルを回避するために区市町村教育委員会が率直な事実の報告・連絡を行わなくなるおそれがあることから、相談事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

n 本件不開示情報14について

本件不開示情報14は、本件部分開示決定1に係る、区市町村教育委員会に宛てて送信した電子メールに記載された、国の機関等における内部検討結果を共有する内容及び今後の対応に関する指示である。

これらの情報が開示されることが前提となると、国の機関等から実施機関及び区市町村教育委員会に対し、内部検討の結果等を率直に共有することが困難となり、今後の対応に向けた十分な意見交換や認識の共有に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

o 本件不開示情報15について

審査会が見分したところ、本件不開示情報15は、本件部分開示決定4に係る、事故連絡一覧に記載された性被害に関する事故の発生時期、時間帯、事故の区分、学校名、学校所在地、事故の発生場所、発生状況及び指導対応に関する記載である。

都立学校で事故が発生した場合、事故発生報告等事務処理要綱に基づき、都立学校の校長は、管轄の学校経営支援センターへ連絡することとなっており、連絡を受けた同支援センターは教育庁主管課長へ報告するよう定められている。別表

5に掲げる本件対象保有個人情報1は、教育庁指導部高等学校教育指導課において、その報告及び対応を記録したものであり、実施機関は、本件不開示情報15について法78条1項2号に該当すると説明する。

これらは、実施機関が説明するとおり、開示請求者以外の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法78条1項2号本文に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、法78条1項2号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 本件各不開示決定の妥当性について

(ア) 本件不開示決定1の妥当性について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求1について、開示請求書の請求内容欄に記載された日付（以下「特定日」という。）に開示請求者が同欄に記載された部署に相談した内容に係る記録の開示を求める趣旨だと解した上で、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として、本件不開示決定1を行った。

この点について、実施機関は、通常、都民から相談を受ける際には、受付職員は、相談者の氏名や相談内容等を聴取しながらメモとして記録したものを、相談終了後に、清書して相談の記録を作成の上、必要に応じて組織内で共有している旨説明する。しかし、本件においては、開示請求者から、当該相談に係る記録を残さないよう申出があったため、受付職員は相談対応中に作成したメモを破棄しており、結果として、当該相談内容について組織内で共有するための記録を作成せず、保有もしていない旨説明する。

審査会が検討するに、当該メモは法60条の「当該行政機関等の職員が組織的に利用するもの」に至る前に破棄され、その後に新たな文書も作成しておらず、保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件不開示決定1は妥当である。

(イ) 本件不開示決定2の妥当性について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求2を、開示請求書の請求内容欄に記載

された部署及び期間において、区市町村教育委員会との間で行われたやり取りの記録の開示を求める趣旨だと解した上で、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として、本件不開示決定２を行った。

この点について、実施機関は、本件開示請求２に係る事項に関し、当該部署と区市町村教育委員会との間でやり取りは行われていないため、文書を作成及び取得していない旨説明する。また、学校事故への該当性は、文部科学省が定める「学校事故対応に関する指針【平成28年版（旧版）】」に基づき判断されているところ、都内区市町村立学校については、当該学校の設置・管理者である各区市町村教育委員会が、同指針を踏まえて学校事故と判断した事故のうち、東京都教育委員会へ報告すべきと判断したものについて、通常当該部署が報告を受けるとのことであった。そのため、当該部署において、請求内容欄に記載された期間に、本件開示請求２に係る事項に関し、報告された文書について探索を行ったが、該当する文書は確認されなかった旨説明する。

審査会が検討するに、上記の実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件不開示決定２は妥当である。

（ウ）本件不開示決定３の妥当性について

実施機関は、別表１に掲げる本件開示請求４を、特定日に開示請求者が開示請求書の請求内容欄に記載された部署に相談した内容及び当該相談内容に関して、その後、他部署との間でやり取りが行われたことが確認できる文書の開示を求める趣旨と解した上で、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として、本件不開示決定３を行った。

この点について、実施機関は、特定日において、当該部署が開示請求者に対応した事実は確認されず、当該相談に係る文書は存在しない旨説明する。通常、当該部署が相談等を受け付けた際は一覧表で管理しており、相談等の内容に係る業務を担当する課や事業所（以下「担当課所」という。）である他部署に処理を依頼する必要がある場合には、相談カードを作成することとなっているため、本件開示請求４を受け、特定日に係る当該一覧表及び相談カードを確認したが、該当する文書の存在は確認できなかったとのことである。

審査会が検討するに、相談等に関する当該部署の通常の運用及び文書管理の方法を踏まえれば、本件開示請求４に係る文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本件不開示決定３は妥当である。

(エ) 本件不開示決定４の妥当性について

実施機関は、別表１に掲げる本件開示請求５を、特定日に行われた相談に際し、「特定の指示を行った上司の氏名が確認できる文書」、「実施機関が当該事案の担当部署ではないことを示す根拠となる文書」及び「実施機関が担当課になることを認めた職員が確認できる文書」の開示を求める趣旨であると解した旨説明する。その上で、請求に係る文書はいずれも、職員及び組織の体制や判断に関する情報であり、請求者本人に係る保有個人情報には該当しないと判断し、本件不開示決定４を行った。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、「特定の指示を行った上司の氏名が確認できる文書」については、当該相談に係る記録は、前記（ア）のとおり、開示請求者の申出に伴い、上司への報告前に破棄しており、また、上司への報告の事実を示す記録や報告後の記録については作成していないとのことであった。また、「実施機関が当該事案の担当部署ではないことを示す根拠となる文書」については、当該請求内容を満たし得る文書として想定される指針等は存在しないと考えられるとのことであった。さらに、「実施機関が担当課になることを認めた職員が確認できる文書」については、他部署との電話連絡等について必要に応じて記録を作成することはあるものの、本件においては当該記録を作成しておらず、存在を確認できないとのことであった。

審査会が検討するに、本件開示請求５は、その趣旨に照らせば、開示請求者の個別の相談案件に関する情報の開示を求めるものと解され、その限りにおいて開示請求者の個人情報に該当し得るものと認められるものの、本件開示請求５に係る各文書はいずれも開示請求時点において存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件不開示決定４は結論において妥当である。

(オ) 本件不開示決定 5 の妥当性について

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求 6－1 を、開示請求者からの照会を契機とし、他部署からの連絡を踏まえて自らが担当部署であると判断した者が特定できる文書及び開示請求日まで開示請求者に対する連絡が行われなかった理由が把握できる文書の開示を求める趣旨だと解した上で、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として、本件不開示決定 5 を行った。

この点について、実施機関の説明によると、他部署への電話連絡等については、内容や必要性に応じて記録を作成及び保存する場合もあるが、本件については、前記（エ）同様、該当する文書の作成又は保有は確認されなかったとのことであった。また、開示請求日まで開示請求者に対する連絡が行われなかった理由が把握できる文書についても、同様に該当する文書の作成又は保有は確認されなかったとのことであった。

審査会が検討するに、本件開示請求 6－1 に係る文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件不開示決定 5 は妥当である。

(カ) 本件不開示決定 6 の妥当性について

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求 6－3 を、開示請求者からの問合せに対し、開示請求書の請求内容欄に記載された部署が「こちらは折り返しの連絡はしないので」と発言した根拠が分かる文書を求める趣旨だと解した上で、個人情報に当たらないことを理由に本件不開示決定 6 を行った。

この点について、実施機関は、当該根拠となり得る「東京都教育庁における苦情等の取扱いに関する要綱（平成 8 年 9 月 27 日付 8 教総情第 105 号）」は、開示請求者本人に係る保有個人情報には該当しないことから、本件不開示決定 6 を行った旨説明する。なお、同要綱には、都民からの苦情や要望については、その内容に応じて担当課所において対応する旨が定められており、担当課所ではない当該部署が問合せ等を受け、折り返しの連絡を求められても、当該部署からは折り返しの連絡は行わない旨を案内する取扱いとしているとのことである。

審査会が同要綱を見分したところ、同要綱第 3 第 2 項には、苦情等の処理は、原則として、苦情等の内容にかかわる業務を担当する課又はこれに相当する事業所が

行う旨記載されていることが確認された。当該定め及び実施機関の説明を踏まえると、請求の趣旨を満たし得るものとしては同要綱が想定されることは認められるものの、法2条1号で個人情報とは、「特定の個人を識別することができるもの」と定義されていることから、同要綱はこれに該当しない。

そうすると、同要綱は開示請求者本人に係る保有個人情報には該当しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、本件不開示決定6は妥当である。

(キ) 本件不開示決定7の妥当性について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求6-4を、特定日に実施機関の職員が対応した際のデータ及び記録を求める趣旨だと解した上で、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由に本件不開示決定7を行った。

この点について、実施機関は、前記(ウ)で述べたとおり、特定日において、当該部署が開示請求者に対応した事実は確認されなかった旨説明する。なお、開示請求者に対応した日は特定日とは異なる別の1日に限られるが、その日の対応については、開示請求者の意向を踏まえ、担当課所への処理依頼を行わない取扱いとしており、相談カード等の作成を行わなかった旨説明する。また、開示請求書の請求内容欄に記載された特定の職員の発言については、同趣旨の発言をした事実は確認されない旨説明する。

審査会が検討するに、本件開示請求6-4に係る事実が確認できず、これに対応する文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件不開示決定7は妥当である。

(ク) 本件不開示決定8の妥当性について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求6-5を、開示請求書の請求内容欄に記載された事案に関し、東京都教育委員会教育長（以下「都教育長」という。）への連絡又は相談があったことが分かる文書の開示を求める趣旨だと解した上で、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由に本件不開示決定8を行った。

この点について、実施機関は、当該事案について、都教育長への連絡及び相談は行っておらず、請求に係る個人情報は作成していない旨説明する。

審査会が検討するに、前記（イ）のとおり、当該事案についてはそもそも学校事故に該当するものとして学校設置者である区市町村教育委員会からの報告がなされていないこと等を踏まえると、都教育長への連絡及び相談は行っておらず、請求に係る個人情報を作成していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本件不開示決定８は妥当である。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環